

各 部 局 長 殿

副市長 木下 忠男

平成 2 8 年度の予算編成に対する基本的な考え方について（依命通知）

平成 2 8 年度の予算編成方針が決定されましたので、次の基本的な考え方に沿って、予算編成作業を行ってください。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」（2016 年度～2020 年度）の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

このため、平成 2 8 年度予算編成に当たっては、「経済・財政一体改革」（「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」「歳入改革」）を大きく進展させるため、「経済・財政再生計画」の基本的考え方にのっとった歳出改革を反映させつつ、社会保障・税一体改革を確実に進めるとともに、社会資本整備については、国土強靱化、防災・減災対策、老朽化対策などの分野について、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、選択と集中のもと、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進めるとしております。

また、地方財政については、国庫支出金等の見直しと合わせて地方創生予算への重点化を行うことにより新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図るとともに、地方交付税制度において頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進することとしております。

さらに、予算編成過程においては、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行い、これまでの歳出改革の取組を基調とした効率化を行うこととしております。

一方、本市においては、引き続き「市民が主役の市民のためのまちづくり」の理念のもと、「都市経営の基本方針」に基づき、持続的、自律的な地域経済の発展及び安定した行財政基盤の強化を図るとともに、本市の強みである「食」「スポーツ」「神話」「花」をはじめとする地域の特性を生かしながら、地域の多様な主体と連携し、新たな価値を共に創る「共創」の視点に立った取組を推進していくこととしております。

特に、「第四次宮崎市総合計画後期基本計画」に掲げる 3 つの戦略プロジェクトである、「将来を担う“ひと”づくり」「地域の“きずな”づくり」「“げんき”なま

ちづくり」を効果的に展開するため、8つの重点テーマ（「健康力」「人財力」「地域力」「防災力」「環境力」「ブランド力」「滞在力」「経済力」）に引き続き優先的に取り組むこととしております。

また、近隣2町との連携協約に基づく「みやざき共創都市圏ビジョン」の取組を推進するとともに、まち・ひと・しごと創生法に基づく「地方創生先行型」交付金等を活用して新たな事業に着手し、「宮崎市地方創生総合戦略」の策定に取り組んでおります。併せて、「将来に責任ある、自立した財政運営」を図るため、新たな「宮崎市中期財政計画」を本年度からスタートさせ、平成29年度の財政収支の黒字化を目指すこととしております。

さらに、南海トラフ大震災を想定した地震・津波等に対する総合的な防災対策や社会的影響が懸念される感染症の予防対策など「市民の命を守る事業」についても、引き続き取り組むほか、人口減少社会の到来や東九州自動車道の開通及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、急激に変化する社会経済情勢にも的確に対応しながら、平成36年度の市制施行100周年を見据え、公共施設・インフラ更新問題に適切に対応しつつ、次世代につなぐまちづくりも引き続き進める必要があります。

一方、平成28年度の財政運営は、歳入面では、県内経済の持ち直しの動きのなかで、税収の伸びは期待できるものの、合併算定替の縮減等の影響を受ける地方交付税をはじめ、地方譲与税、地方特例交付金等の動向について不透明な点が多く、安定的な財源の確保が期待できない状況にあります。加えて、歳出面では、子ども・子育て支援制度の充実や高齢者人口の自然増等、少子高齢化に伴う社会保障関係費の大幅な増加が見込まれるなど、地方創生関連事業等の重点的な事業への予算配分が厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成28年度の予算編成に当たっては、限られた資源を有効に活用する観点から、市民目線で思い切った事業の見直しを行うなど、行財政改革を強力に推進することにより、総合計画における将来の都市像である「活力と緑あふれる太陽都市…みやざき…」の実現と、新宮崎市の一体的な発展に引き続き取り組むとともに、効率的で信頼される「健全財政都市」づくりを進めるため、次の3つの基本方針のもとに予算編成を行うこととします。

1 3つの基本方針

(1) 第四次宮崎市総合計画後期基本計画の積極的な推進と新市基本計画の着実な実施

「市民が主役の市民のためのまちづくり」の理念のもと、都市経営の基本方針に基づき、限られた経営資源や地域資源の有効活用により、地域の活力を引き出す施策を展開し、「次世代につなぐまちづくり」を推進する。また、後期基本計画に掲げる3つの戦略プロジェクトを効果的に展開するために、8つの重点テーマについても「選択と集中」のもと、市民総力戦で取り組む。

併せて、均衡ある市域の発展を図るため、「新市基本計画」に基づく各種事業

を着実に実施する。

(2) 宮崎市地方創生総合戦略を踏まえた施策の展開

「地域に愛着を持ち、新たな価値を共に築く」との基本方針のもと、連携中枢都市圏の中心都市として、都市機能のさらなる強化や圏域の経済成長のけん引等を図るとともに、地方創生に向け、産官学金労言が一体となって地域の活力の維持・向上を図っていく。

また、中長期的な展望を意識しながら、短期的な取組となる総合戦略の実効性を高めていくため、5つの重点プロジェクトを設定する。

(3) 徹底した行財政改革の取組と健全財政の確立

「第四次宮崎市総合計画」に掲げる目標の一つである「効率的で信頼される行財政運営」の確立に向け、改訂の上で平成29年度まで延長する「第7次宮崎市行財政改革大綱」を見据え、危機意識と改革意欲を持って、定員の適正化や民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応など、行財政改革に徹底的に取り組む。

また、「宮崎市中期財政計画」における目標を達成するため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底など歳出全般を見直すとともに、元金ベースのプライマリーバランスの黒字化に取り組み、市債残高の圧縮につなげ、財政5基金についても取り崩し額の抑制に努めつつ、本来の目的である不測の事態への備えとして、一定額を確保する。

併せて、歳入の根幹をなす市税等の自主財源の収納率向上に引き続き格段の努力を払い、歳入確保対策に努めるなど、全庁一丸となって財政健全化に取り組む。

2 基本的事項

(1) 総合計画戦略プロジェクトの推進

総合計画後期基本計画に掲げる3つの戦略プロジェクトと8つの重点テーマについても、「選択と集中」のもと、引き続き推進する。

(2) 地方創生総合戦略重点プロジェクト等の推進

地方創生総合戦略に掲げる5つの重点プロジェクト等を強力に推進する。

- ① (仮称) クリエイティブシティ推進プロジェクト
- ② (仮称) フードシティ推進プロジェクト
- ③ (仮称) 観光地域づくり推進プロジェクト
- ④ (仮称) I J U (移住) 推進プロジェクト
- ⑤ (仮称) 地域コミュニティ活性化プロジェクト
- ⑥ 地方創生総合戦略に掲げる重点プロジェクト以外の事業

(3) 市民の命を守る事業への取組

南海トラフ地震を想定した地震・津波等に対する総合防災対策や感染症の予防対策など市民の命を守る事業に引き続き取り組む。

(4) 市制100周年を見据えた次世代につなぐまちづくりの推進

平成36年度の市制施行100周年を見据え、公共施設・インフラ更新問題に適切に対応しつつ、次世代につなぐまちづくりを引き続き推進する。

(5) 新市基本計画事業の実施

合併後の新市の一体的な発展を図るため、新市基本計画実施計画に基づく事業については、引き続き着実に実施する。

(6) 施策評価・事業評価結果の反映

施策評価及び事業評価制度における評価対象事業については、その評価結果を適切に反映した事業内容とする。また、事業評価対象外事業についても点検を行い、効果的かつ効率的な事業実施を行うなど改革・改善に努める。

(7) 平成26年度決算審査結果の反映

平成26年度決算審査の結果を踏まえ、意見・要望を適切に反映する。

(8) 予算要求基準の設定

「選択と集中」の観点から、限られた財源を適切に配分するため、「重点化事業」「政策的事業」「公共投資関係事業」「義務的経費」「一般行政事業」の5つの区分ごとに予算要求基準を設定する。(詳細は別紙)

(9) 各部局別予算達成目標の設定

都市経営の視点に立ち、市政を推進する経営層の一員としての各部局長の改革に向けたイニシアティブを発揮させるため、普通建設事業費以外の経費については、平成27年度予算額の一般財源に市債を加えた額(以下「一般財源ベース」という。)から、10%減じた額を各部局の予算達成目標として設定する。ただし、地方創生総合戦略重点プロジェクト等事業、エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業及び「情報化推進計画」における新規・拡充事業については別枠とするとともに、義務的経費(人件費・扶助費・繰出金等)は対象外とする。

また、普通建設事業費については、補助事業(交付金事業を含む。)が平成27年度予算額(一般財源ベース)で据え置き、単独事業については平成27年度予算額(一般財源ベース)から10%減じた額を予算達成目標額として設定する。ただし、地方創生総合戦略重点プロジェクト等事業及びエコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業については別枠とする。

従来、部局単位での目標額設定による予算編成を行ってきたが、中期財政計

画を踏まえた財政健全化を図るため、要求時に部局単位における目標を達成していない部局については、厳しい姿勢で査定に臨むこととし、さらなる既存事業の見直しや特定財源活用による財源確保等の検討を求めることとする。

なお、本年度の「市長からの指示・懸案事項（共通事項）」に基づき、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るため、新規事業の立案や継続事業の拡充など、「スクラップ・アンド・ビルド対象事業（地方創生総合戦略重点プロジェクト等事業等を除く。）」については、部局単位における優先順位を付けるとともに、財源が確保できない事業については、原則、予算要求が認められないものとする。

3 限られた予算の有効活用

- (1) 国の予算や地方財政計画等が未確定ではあるものの、これらの動向を見極めつつ、的確な予算の見積もりを行う。
- (2) 当初予算編成後に生じた制度改正等に伴う経費、災害復旧関係費等、緊急又は真にやむを得ないものを除き、原則として補正は行わないこととし、市民ニーズに直結する事項が生じた場合には、その対応について財政課と事前に十分調整を図る。
- (3) 厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保を図る観点から、市税等の収入未済額の縮減及び貸付金等の債権管理の適正化を図るとともに、受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料等についても定期的な見直しを行い、適正化を図る。
また、広告事業の導入や特定目的基金の活用及び公益法人等の助成事業の有効活用により、可能な限り財源の確保に努める。
さらに、ふるさと納税等の新たな財源確保に向けた取組について、全庁的に推進が図られるようインセンティブを検討する。
- (4) 監査委員や包括外部監査人による監査等の指摘のなかで、予算編成に関係する事項は、改善のうえ適切に反映する。
- (5) 地方創生総合戦略については、本年10月末までの策定及び来年3月末までの改訂を予定しているが、これに位置付ける重点プロジェクト等事業の構築・選定に当たっては、議会、宮崎広域連携推進協議会等の議論や意見等を可能な限り反映する。

4 資源の集中化に当たっての方針

既存事務・事業の徹底的な見直しを行うとともに、費用対効果の観点から事業の優先度を明確化しつつ、次の点に留意し資源の集中化を図る。

- (1) 新規事業等の財源確保を図るための思い切った既存事業のスクラップ

- (2) アウトソーシング（外部委託・民間ノウハウの活用等）による業務の合理化・効率化
- (3) 事業の終期の設定や将来を見据えた段階的な削減
- (4) 人件費・扶助費・繰出金など義務的経費の見直しの検討
- (5) 債権管理の徹底と「宮崎市公有地有効活用等基本指針」を踏まえた未利用財産の有効活用及び売却
- (6) 部局間で連携した事業の構築

5 事業立案の際に配慮すべき事項

新たに事業を立案しようとするとき、又は既存事業の組み替えを行う際には、次の点に配慮する。

- (1) ボランティア、NPO等との協働を生かした仕組みづくり
- (2) 障がい者や高齢者などの雇用・就業、自立への支援
- (3) ユニバーサルデザイン（だれもが無理なく利用できるサービス）の実現
- (4) 男女共同参画
- (5) 地理的なハンディキャップの克服や行政手続きの簡素化などのICT活用
- (6) 地域協議会や「ふれあいトーク」の市民の声（ニーズ）
- (7) 人口減少社会を見据え、本市を連携中枢都市とした県内市町村との広域連携（圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集約、圏域全体の生活関連機能サービスの向上）

6 組織改編への対応と人件費縮減の取組

定員及び組織については、都市内分権を推進する観点から、行政の役割やあり方を見直すとともに、徹底した事務事業の見直しやアウトソーシングによる業務量の縮減を図り、「定員適正化計画」に基づく計画的、段階的な人件費の縮減に取り組む。

なお、本年度の組織改編により、各総合支所に予算管理権が付与されたことに伴い、本庁予算所管部署からの付け替えの協議が整った事業については、各総合支所から予算要求できるものとする。

7 公共施設の適正な経営

公共施設（公の施設、庁舎などのいわゆるハコモノ）については、「宮崎市公共施設経営基本方針」に掲げる「総量の最適化」及び「質の向上」を実現するため、施設評価を活用し、評価結果に基づいた公共施設の適正な経営を推進する。

評価対象施設はもちろん、評価対象外施設についても、将来の修繕更新費用を抑制するため、機能の集約・統合、ソフト事業への転換などによる建物の処分についても検討し、「総量の最適化」に努める。さらに、効果的かつ効率的な経営に取り組み、中期財政計画に基づく物件費の削減を達成するため、物件費に相当する管理経費についても計画的に抑制する。

8 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

(1) 特別会計については、積み上げによる要求とするが、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、財源の不足を安易に一般会計からの繰入金に依存することのない収支均衡を目標とする。

また、常に使用料等の見直しに努め、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化を図り、一般会計と同様の視点に立ち、予算のスリム化等に努める。

(2) 企業会計についても、一般会計に準ずることとするが、独立採算を前提に、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立って、経営の健全化に努める。

また、一般会計からの繰出金については、繰出基準を明確にし、基準外繰出金の削減に努める。

9 公益法人等の経営の健全化

(1) 本市が出資、補助等を行っている公益法人等については、その設立の趣旨に鑑み、「外郭団体の指導に関する指針」に基づき、組織機構の見直しや経営の合理化など、長期的見通しに基づく健全経営を行うよう要請する。また、本市の給与制度を準用している団体については、本市が本年8月から「給与制度の総合的見直し」に伴う給料表の引き下げ改正等を行っていることを踏まえ、各団体における給与制度の見直しを要請する。

なお、予算編成に当たっては、自主財源の確保、管理的経費の縮減、委託事業・補助事業の見直しなどについて、各団体と協議のうえ、安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導する。

(2) 当該団体の基本財産等についても、確実かつ有利な方法で運用するようきめ細やかに指導する。

10 市民への説明責任

事業の実施に当たっては、市民への説明責任を果たすことが不可欠であることから、市民の視点から事業のわかりやすさ、周知の手法に配慮しつつ、事業の実施方法やスケジュールなどについても十分検討する。

11 国の補正予算への対応

国が補正予算を編成する場合には、その概要が明らかになった時点で、対応方針について別途通知する。